

実施状況の把握と評価のためのワークシート

人権課題	「同和問題」	関連計画	太子町職員研修計画
目標	現行プランに記載なし	担当課	住民人権課、秘書課、教育総務課

	施策の推進方向	施策(取り組み)	実績
教育啓発	① 偏見や差別意識を克服するために、同和問題を単に知識として理解するだけでなく、同和問題の解決を自らの課題として行動につなぐことができる啓発の充実を図ります。 ② 同和問題に対する正しい理解と認識を深め、差別意識の解消を図るため、人権問題講演会の開催、広報紙・啓発冊子などにより総合的な啓発活動に努めます。 ③ 「太子町人権教育基本方針」に基づき、学校教育を通じて、人権尊重の精神を貫き、特に、同和問題に対する認識を深め、あらゆる差別を許さない意志を持ち、実践力に富む人間の育成に努めます。	・「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」啓発推進月間啓発 ・DVDの上映 「調べられた土地 避けられた地域」～土地差別調査の根絶に向けて～ 「同和問題」～未来に向けて～ ・道徳教育時間に、中学校では3年間のいずれかの時期に実施 ・「人権作品コンクール」 夏季休業中に人権作品を作成することで人権尊重の精神を培う。	⇒10月号広報誌掲載 ⇒役場庁舎内で随時上映 ⇒町人権協会研修会で上映（H28年度） ※48名参加 ⇒教材やDVD、講師派遣など毎年手法を変えて、実施している。 ⇒町立幼小中の園児児童生徒全員が取り組んだ。
人権相談	専門性を備え、当事者の立場に立った相談員による相談事業を実施するとともに、庁内のさまざまな相談窓口体制のネットワーク化を図ることにより、安心して相談できる人権相談窓口の充実を図ります。 また、相談事例の集約を行うことにより同和問題の実態を的確に把握し、今後の課題を明らかにして、施策を効果的に推進していきます。	・相談窓口体制のネットワーク化、相談事例の集約 ・河南町、千早赤阪村と連携した広域相談窓口の設置	⇒人権相談件数 H30年度3件 H31年度1件 ⇒直近の相談実績なし
職員研修	職員・教職員が、同和問題を自らの課題ととらえ、その解決に向けた意欲と態度を育成できるよう研修、学習の充実に努めます。	・教職員研修 ① DVDの上映「差別意識の解消に向けて」新規採用職員対象	・町立幼小中の教職員が校園内教職員研修を実施している。（講師派遣や水平社見学、フィールドワークなど） ① H31年度6人

		② H30 研修会実施「部落差別 解消法の具体化に向けて」全 職員対象 (南河内郡町村職員研修協議会) ③ H22 研修会実施「人権問題 (土地差別)と住民サービ ス」全職員対象 (南河内郡町村職員研修協議会)	② H30 年度 90 人 ③ H22 年度 104 人
関係機 関との 連携	① 同和問題を人権問題の本質からとらえ、 今後の取り組みを人権にかかわるあらゆる 問題の解決につなげていくという視点を ふまえ、全庁的な連携を図ります。 ② 同和問題解決への円滑かつ効果的な推進 を図るため、住民による啓発運動団体とし て取り組みを進める太子町人権啓発推進 協議会(⇒太子町人権協会)等と連携を図 るとともに、大阪府、市長会、町村長会、 及び(財)大阪府人権協会等とも十分な連 携に努めます。 ③ 河南町・太子町・千早赤阪村企業人権協 議会と連携し、公正な採用選考による就職 の機会均等の確保と差別のない職場づく りの活動の促進に努めます。	・太子町人権施策推進本部 ・部落解放同盟大阪府連合会 (向野支部) ⇒啓発、政策懇 談会 ・部落解放・人権研究所 ⇒研修 ・部落解放・人権政策確立要求太 子町実行委員会 ⇒啓発 ・大阪府人権協会 ⇒相談 ・20 市町村連絡会 ・河南町・太子町・千早赤阪村企 業人権協議会 ⇒啓発	⇒R1.7.2 開催 「インターネットを悪用 した人権侵害(同和問題) について」 ⇒就職差別撤廃月間にお ける街頭啓発活動実施 (ティッシュ配り)

実施状況の把握と評価のためのワークシート

人権課題	「女性の人権」	関連計画等	太子町男女共同参画推進条例 太子町男女共同参画推進計画 太子町職員研修計画
目標	現行プランに記載なし	担当課	住民人権課、秘書課、教育総務課

	施策の推進方向	施策(取り組み)	実績
教育啓発	① 「太子町女性プラン」(⇒太子町男女共同参画推進計画)と連動して、女性の人権が尊重される社会づくりに努めます。 ② 「女子差別撤廃条約」など国際条約や、「男女共同参画社会基本法」「男女共同参画基本計画」「改正・男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」「ストーカー規制法」「DV 防止法」「女性活躍推進法」など女性の人権にかかわる法律に基づく情報と学習機会の提供に努めます。 ③ 女性への暴力と人権侵害を許さない環境づくりに努めるとともに、女性に対する暴力根絶に向けての啓発及び情報の提供に努めます。	・「太子町女性プラン」(女性行動計画)による啓発等(1998年～2007年) ・「太子町男女共同参画推進計画」による啓発等(2010年～2019年) ・「AV出演強要『JKビジネス』等被害防止月間」啓発 ・「OSAKA女性活躍推進月間」周知啓発 ・「女性に対する暴力をなくす運動」啓発 ・働く妊産婦の労働条件についての啓発を行う ・プレママ・パパ教室で、両親による育児の心得等を啓発している。	⇒4月号広報誌掲載 町ホームページ掲載 ⇒9月号広報誌掲載 町ホームページ掲載 ⇒11月号広報誌掲載 町ホームページ掲載 ⇒妊娠届け出時に母子手帳交付とともに説明 ⇒年3回実施
人権相談	女性に対するセクシュアル・ハラスメント、家庭内暴力などさまざまな悩みに対応できるよう大阪府など関係機関と連携を図り、相談業務の充実に努めるとともに、庁内各種相談員の相互の連携や資質の向上を図り、相談体制の充実に努めます。	・「女性の人権ホットライン」(法務省実施)の周知啓発 ・DV相談等の対応 ・専門機関の紹介 ・妊産婦相談	⇒11月号広報誌掲載 ⇒直近の相談実績なし ⇒富田林子ども家庭センターや大阪府女性相談センター等を紹介
職員研修	① 職員・教職員を対象として男女共同参画についての理解を深めるための研修機会を設けます。 ② 職員・教職員に対して国・府などの男女共同参画に関する情報の提供に努めます。 ③ 職場・家庭・地域における慣習や慣行の歴史的な経過や社会的背景について学習する機会を提供します。 ④ 男女共同参画の視点で職員の能力開発と人材育成に努めます。	・大阪府等による男女共同参画施策に携わる職員研修への参加 ・南河内男女共同参画社会研究会講演会開催(河南町・千早赤阪村と共催) ・DV被害者の地域支援者養成講座への参加 ・教職員研修 ・H24研修会実施「住民対応へも活かせる男女共同参画の職	⇒H30年度3回出席 H31年度参加なし ⇒毎年会場を変えて開催 H31年度(太子町) 歌手：山本かずみさん 参加人数：150人 ⇒毎年受講(住民人権課) ⇒町立幼小中の教職員が 校園内研修を受講した。 ⇒H24年度98人

		場づくり」全職員対象 (南河内郡町村職員研修協議会)	
関係機関との連携	① 女性の人権が尊重される社会づくりを目指し、「太子町女性プラン」(⇒太子町男女共同参画推進計画)を実効性のあるものにしていくために、現在、庁内に設置している「男女共同参画社会推進本部」において、施策を総合的かつ効果的に推進できるよう庁内推進体制の一層の充実、強化を図ります。 ② 国、大阪府、近隣自治体、大阪府町村長会、(財)大阪人権協会、民間団体など関係機関との連携を図りながら効果的に推進します。	•太子町男女共同参画施策推進本部での連絡調整 • 民間団体など	⇒H31 年度 4 回開催

実施状況の把握と評価のためのワークシート

人権課題	「障害者に関する人権」	関連計画	第3期太子町障がい者計画 第5期太子町障がい福祉計画 第1期太子町障がい児福祉計画 第2期太子町地域福祉計画 太子町地域福祉活動計画 太子町職員研修計画
目標	現行プランに記載なし	担当課	住民人権課、秘書課、観光産業課、福祉課、教育総務課

	施策の推進方向	施策(取り組み)	実績
教育啓発	障がい者が地域で安心して自立した生活を送れる社会を築いていくために、「ノーマライゼーション」や「ソーシャルインクルージョン」の理念を広く社会に定着させていく必要があります。そのような社会の実現に向けて障がいや障がい者について正しい理解と認識を深めるための広報・啓発活動を推進することで、障がいの有無に関わらず、人権が尊重され、相互に共生する社会づくりを推進します。	• DVDの上映 「障害のある人と人権」～誰もが住みよい社会をつくるために～ • 啓発パンフレットの作成（法務省委託事業） • 街頭キャンペーン 障がい者週間（12月）に合わせて、障がい者理解の啓発活動を実施（ティッシュ配り） • 障害者差別解消法の啓発パンフレットの配布（大阪府作成パンフレットの活用） • 人権啓発推進大会（講演会）	⇒役場庁舎内で随時上映 ⇒H31年度作成「障がいのある人の人権」～全ての人が住みよい社会に向けて～ ※A4版6頁両面カラー 500部 ⇒H31年度実施 「ダンスで心のバリアフリーを！」（講師：プロ車いすダンサー奈佐 誠司） ※80名参加
人権相談	障がい特性により障がい者が求めるニーズも様々であり、相談内容も複雑かつ多様化しています。そのような状況においても、障がい者ひとりひとりの基本的人権が尊重され、地域で安心して生活するための相談支援体制の充実に努めます。 また、障害者が職業を通じて自立することは、社会参加の観点から最も重要な事項の一つであることから、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、障害者雇用	• 障がい者出張相談（毎月第3木曜日） ※上記以外の日でも、その都度対応可能 • 社会福祉協議会 • 身体障がい者相談員 • 知的障がい者相談員 • 民生委員・児童委員	⇒基幹相談支援センター「しなが」が対応 ⇒社協 H31 年度 相談援助件数 558 件 ⇒H31 年度 2 件 ⇒H31 年度 3 件 ⇒H31 年度 相談支援

	が広く社会に浸透されるよう啓発活動に努めるとともに、住民や企業への障害者雇用に対する理解と協力を求め、障害者の雇用に係るあらゆる障壁を除去していくための相談支援・情報提供体制の充実に努めます。	・相談支援事業所委託 (福祉施設 4 事業所へ委託) ・社会福祉士 (福祉課に在籍)	件数 延べ 790 件 ⇒H31 年度 相談件数 来所 26 件、 電話 782 件 ⇒H31 年度 相談件数 延べ 319 件
職員 研修	障害の状況に応じた教育を充実するため、指導内容・方法の工夫、教育機器などの整備、施設の充実に努めるとともに、教員の障害教育に関する研修並びに研究を進め、教育内容・方法の一層の充実を図ります。	・教職員研修 ・「太子町における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」の制定 ・H28 研修会実施「障害者差別解消法への対応研修」全職員対象 ・H27 研修会実施「障害者から見た障害とは？～障害者差別解消法施行にあたって～」全職員対象 (南河内郡町村職員研修協議会) ・H25 手話講習会開催 全職員対象	⇒町立幼小中の教職員が 校園内研修を受講している。 ⇒H28 年度 113 人 ⇒H27 年度 111 人 ⇒H25 年度 15 人
関係機 関との 連携	障害者への理解と協力を図るため、住民のボランティア活動における環境整備を図るとともに、ボランティア活動への参加のための各種情報提供、側面的支援などを行い住民活動の推進に努めます。	・民間団体など ・社会福祉協議会 ⇒啓発 ・民生委員児童委員協議会⇒啓発 ・身体障害者福祉協議会 ⇒啓発 ・手をつなぐ親の会 ⇒啓発 ・障がい者地域自立支援協議会 ⇒啓発	⇒運動会などのレクレーション実施 知的障害児の親の会

実施状況の把握と評価のためのワークシート

人権課題	「高齢者に関する人権」	関連計画	太子町高齢者保健福祉計画 第7期介護保険事業計画 第2期太子町地域福祉計画 太子町地域福祉活動計画 太子町職員研修計画
目標	現行プランに記載なし	担当課	住民人権課、秘書課、高齢介護課、福祉課

	施策の推進方向	施策(取り組み)	実績
教育啓発	高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、地域の包括的な支援・サービス提供体制である地域包括ケアシステム構築し、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる為、高齢者の活力を生かす自立支援(自助)、相互に助け合って生きるまちづくり(共助)、人との交流による健康づくりと生きがいづくり(互助)、すべての人が尊厳をもって自分らしく生きるまちづくり(公助)という4つの基本的な考え方を掲げて、実現に向けて意識啓発を行っていきます。	・元気ぐんぐん通信(地域包括支援センター新聞)による認知症の人に対して地域における理解と人権の啓発 ・認知症フォーラムによる啓発 ・高齢者保健福祉計画による啓発(平成30年度～令和2年度)	⇒H31年度 26か所 毎月配布 ⇒H31年度 3月中止
人権相談	身体の衰えとともに生じる精神面での孤独感や不安の解消、また、介護の問題やそれにかかわる人権の問題等、高齢者と高齢者を支える家族等の心のケアとして総合的な相談に応じるとともに、保健センターや福祉センター等、あらゆる関係機関を窓口として、民生・児童委員等とも連携しながら、身近な地域において気軽に相談できる体制の充実を図っていきます。 また、「我が事・丸ごと」の考え方にに基づき、包括的な相談体制の整備に努め相談窓口体制の充実を、社会福祉協議会等と連携図りながら、高齢者の権利擁護に配慮した施策を推進していきます。	・地域包括支援センター総合相談 ・弁護士による法律相談事業 ・成年後見制度利用支援に関する相談	⇒H31年度 325人 (地域包括支援センター運営状況調査) ⇒H31年度 5件 ⇒随時
職員研修	保健福祉サービスを提供するに際し、サービスに従事する人々に対して、意識啓発や資質を向上するための研修を実施することにより、高齢者の人権と人格を尊重したサービスの実施を推進していきます。	・H24 認知症サポーター養成講座開催(全職員対象) ・H22 研修会実施「成年後見制度について」(全職員対象)	⇒H24年度 92人 ⇒H22年度 10人
関係機関との	① 介護予防を含む高齢者のケアにかかわる問題については、保健・医療・福祉の	・社会福祉協議会 ⇒啓発 ・社会福祉協議会との協力体制	⇒H31年度

実施状況の把握と評価のためのワークシート

人権課題	「子どもに関する人権」	関連計画	太子町子ども・子育て支援事業計画 第2期太子町地域福祉計画 太子町地域福祉活動計画 太子町職員研修計画
目標	現行プランに記載なし	担当課	住民人権課、秘書課、子育て支援課、 教育総務課、生涯学習課

	施策の推進方向	施策(取り組み)	実績
教育啓発	① 子どもにやさしいまちづくりの推進にあたっては、子どもの権利を尊重した施策の充実を基本とし、サービスの受け手である子どもの利益が最大限尊重されるよう配慮する必要があります。そのため、関係機関に対し「子どもの権利に関する条約」の趣旨や内容を徹底するとともに、幅広く普及啓発を行っていきます。 ② 子どもは、大人と同じ一人の人間であり、社会を構成する主体であると認識し、体罰によらない子育てへの理解や子どもの基本的人権が尊重されるよう保護者への人権意識の啓発に取り組んでいきます。また、子ども自身もお互いを尊重しあい、思いやることが出来るよう、家庭や地域、関係機関等と連携・協働して、子どもの健全な人権意識の育成を推進します。 ③ 子どもを生み育てやすい環境づくりは、行政だけではなく企業や地域社会が一体となって取り組んでいかなければならない課題であり、社会全体で子育てを支援していく機運を高めます。 ④ 「太子町人権教育基本方針」に基づき、学校教育を通じて、人権尊重の精神を貫き、特に、同和問題に対する認識を深め、あらゆる差別を許さない意志を持ち、実践力に富む人間の育成に努めます。 ⑤ 子どもたちを健全に育むために人権教育の推進が不可欠であり、その中心的役割として地域の中の保育所、幼稚園、学校を位置づけ、保育所、幼稚園、学校、家庭、地域社会が連携して子どもたちの人権を尊重する取り組みが進められるよう支援します。	・子どもの人権を守る部会主催行事(親子映画会、コンサート等) ・人権教室、人権の花運動(小学校) ・「人権啓発詩・読書感想文」の募集(大阪府実施、対象：府内在学・在住の小・中学生、支援学校小・中学部生) ・児童虐待防止啓発月間に合わせた広報・HP掲載、庁内ロビーにオレンジリボンツリーの設置、街頭・町内イベントでの啓発 ・子ども・子育て支援事業計画による啓発等(平成27年度～31年度)	⇒【R1年度実績】 ・11月号広報掲載 ・11/1～30 オレンジリボンツリーを役場正面玄関に設置 ・11/1 上ノ太子駅での啓発物品(ティッシュ)配布 ・11/10 ふれあい太子オレンジリボンキャンペーン実施 ⇒令和2年3月 ・第2期子ども・子育て支援事業計画(令和2年度～6年度)策定
人権相談	① 核家族化、少子化、地域や家庭の子育て機能の低下などによる育児不安等について	・「子どもの人権110番」強化週間啓発(夏休み前後)	

	て、(スクールカウンセリングや、心配ごと相談などにより、保育所、幼稚園、学校での)子育て世代包括支援センターにおいて保健や教育の分野をまたいだ子育て相談の充実や情報提供に努めます。 ② 潜在する児童虐待を早期に発見するため、スクールカウンセラーなどを配置し、児童・生徒・保護者などからの相談に応じ、相談のための体制の充実を図るとともに、いじめや不登校などの問題の解決を積極的に図ります。 ③ 進路選択支援モデル事業を活用し、進学意欲を有しながら経済的な理由により、就学が困難な生徒の相談体制を充実させます。	・総合相談事業（進路選択支援） ・教育相談	⇒H31 年度相談実績 13 件 ⇒H31 年度スクールカウンセラー相談人数 延べ 223 人（小中を含めて） ※保護者の子育て相談が中心 ※週 1 回中学校に配置、スクールソーシャルワーカーも別途配置
職員研修	「次世代育成支援対策推進法」が 10 年間の時限立法であることから、その 10 年間に集中的・計画的に次世代の育成に取り組んでいく必要があります。全職員を対象として「次世代育成支援対策行動計画」についての研修を実施し、認識を高めます。 また、関係所管課においては、各年度において計画の実施状況を把握・点検し、その結果をその後の対策の実施や計画の見直しに反映させていきます。	・教職員研修	⇒毎年 8 月初旬に「太子町教育フォーラム」(講演会)を実施し、全教職員に研修を行っている。
関係機関との連携	① 核家族や少子化社会などの進展に対応し、子育てがしやすい社会を創造していくために、住民の活動団体、ボランティア、企業などが連携し、子どもの人権尊重の視点に立ち、それぞれの立場から子育て支援のための取り組みが図られるよう「子育て支援社会」の構築に向けた環境整備を促進します。 ② 児童虐待の早期発見・早期対応や、児童虐待予防を図るため、家庭や地域住民と保育所、幼稚園、学校、子ども家庭センター、医療機関、警察などの関係機関との連携を強化し、迅速かつ適切な対応がとれるよう体制及び機能の充実に努めます。 ③ 地域社会の中で、子どもたちが世代間交流などさまざまな体験を通して、幅広い人間性を身につけていける機会を充実します。	・教育委員会 ⇒啓発 ・保護司及び更生保護女性会 ⇒啓発 ・青少年指導委員会 ⇒啓発 ・子ども家庭センター⇒連絡調整 ・社会福祉協議会、警察 ⇒連絡調整 ・民生委員児童委員協議会 ⇒連絡調整 ・保育所、認定こども園、幼稚園、学校 ⇒連絡調整 ・要保護児童対策協議会	⇒人権協会等からの啓発プリント配布（子ども・保護者向け） ②H31 年度実績 ・児童虐待相談件数 65 件 ・障害相談 43 件 ・通告件数 22 件 - うち虐待通告 13 件 - 特定妊婦 7 件 - 非行ケース 2 件 (福祉行政報告例より) ・ケース会議回数 24 回 ③保育園の子どもたちと福祉センター、特別養護老人ホーム内での世代間交流事業実施（ふれあいイベント）

実施状況の把握と評価のためのワークシート

人権課題	「在住外国人に関する人権」	関連計画	太子町職員研修計画
目標	現行プランに記載なし	担当課	住民人権課、秘書課、教育総務課

	施策の推進方向	施策(取り組み)	実績
教育啓発	ボーダレス社会を迎え、国際理解、国際協調を深めるための啓発を推進します。特に、歴史的・地理的に関係が深いアジアの近隣諸国等の人々に対する差別や偏見を解消するため、正しい文化・歴史認識の醸成を図る教育・啓発活動の充実に努めます。 また、2001(平成13)年2月に太子町教育委員会が策定した「在日外国人教育に関する指導の指針」に基づき、他の国の人々の生活や文化について体験することにより、一層他の国への理解を深める多文化教育を進め、お互いの違いを認め合い、共に生きる児童・生徒をはぐくむ学校教育を推進します。	• DVDの上映 「外国人と人権」～違いを認め、共に生きる～ • 人権啓発推進大会(講演会)	⇒人権協会会員向け研修会での上映や、役場庁舎内ホールで放映 ⇒H29年度実施 落語と講演「ダイアンから見た日本～笑いで世界をひとつに～」 (講師：ダイアン吉日) ※86名参加
人権相談	さまざまな問題を抱え悩んでいる外国人が安心して生活できるよう、相談体制の充実に努めます。		
職員研修	職員が外国の文化や習慣の違いを正しく理解し、お互いの人権を尊重しながら共に生きる国際感覚を身につけられるよう、機会あるごとに研修会や講演会に参加します。また、在日外国人教育の推進のため、教職員研修の充実に努めます。	• 校内外教職員研修 • 教職員研修「日本語指導が必要な子ども保護者の現状と課題」	⇒町内学校園教職員が参加した。 ⇒町内学校園教職員10名が参加した。
関係機関との連携	外国人の持つ多様な文化、習慣、価値観を尊重し、その違いを認め合い理解できるよう、住民と外国人とのふれあい交流できる場づくりに努めます。		

実施状況の把握と評価のためのワークシート

人権課題	「HIV 感染者に関する人権」	関連計画	太子町職員研修計画
目標	現行プランに記載なし	担当課	住民人権課、秘書課、健康増進課、教育総務課

	施策の推進方向	施策(取り組み)	実績
教育啓発	① 関係機関などと連携し、エイズなどの感染症予防や正しい知識の普及を図り、差別や偏見の解消に向けた啓発活動を推進します。 ② 小中学校においては、児童生徒の発育段階に応じたエイズ教育(性教育)を推進し、エイズに対する正しい知識の普及に努めます。	・小学校における児童生徒の発達段階に応じた性教育(エイズ教育)の推進 ・12月エイズ啓発月間に、保健所から依頼のあるポスターの掲示等を実施 ・広報太子「健康」のページに富田林保健所で実施している相談について掲載している	⇒小学校高学年の保健の授業を実施
人権相談	当事者の立場に立った相談事業を実施するとともに、安心して相談できる人権相談窓口の充実を図ります。	・毎月第4金曜日に健康相談を実施	
職員研修	エイズに対する正しい知識の普及と人権意識の高揚に努めるための職員・教職員の研修の実施を図ります。	・教職員研修	⇒町立幼小中教職員が各校園内研修を受講
関係機関との連携	国府など関係機関との連携を図りながら効果的に推進します。	・富田林保健所との連携	

実施状況の把握と評価のためのワークシート

人権課題	「ハンセン病患者に関する人権」	関連計画	太子町職員研修計画
目標	現行プランに記載なし	担当課	住民人権課、秘書課、福祉課、教育総務課

	施策の推進方向	施策(取り組み)	実績
教育啓発	関係機関などと連携し、ハンセン病に対する歴史的経緯と正しい知識の普及を図り、差別や偏見の解消に向けた啓発活動を推進します。	• DVDの上映 「ハンセン病問題」～過去からの証言、未来への提言～ • 広報誌掲載 ～ハンセン病問題の解決の促進に向けて～	
人権相談	当事者の立場に立った相談事業を実施するとともに、庁内のさまざまな相談窓口のネットワーク化を図ることにより、安心して相談できる人権相談窓口の充実を図ります。		
職員研修	ハンセン病に対する歴史的背景と正しい知識の普及、及び人権意識の高揚に努めるための職員・教職員の研修の実施を図ります。	• 教職員研修 • H21 研修会実施「ハンセン病回復者がおかれている実態と今後の課題～ハンセン病回復者を地域で支えるために～」全職員対象 (南河内郡町村職員研修協議会)	⇒町内幼小中教職員が校 園内研修を受講 ⇒H21 年度 83 人
関係機関との連携	国府など関係機関との連携を図りながら効果的に推進します。		民生委員の研修参加

実施状況の把握と評価のためのワークシート

人権課題	「労働に関する人権」	関連計画	太子町職員研修計画
目標	現行プランに記載なし	担当課	住民人権課、観光産業課、秘書課

	施策の推進方向	施策(取り組み)	実績
教育啓発	① 各事業所が主体的に人権問題に取り組むことができるよう、情報の提供、啓発活動の拡充に努めます。 ② 就職の機会均等を確保するため、企業における公正な採用選考が推し進められるよう、啓発活動に努めます。 ③ 各事業所における主体的な取り組みを促すため、関係機関と連携し、講師の紹介、資料の提供などの支援の充実に努めます。	・就職差別撤廃月間街頭啓発 ・DVDの上映 「企業と人権」～職場からつくる人権尊重社会～ ・広報紙掲載 「就職差別撤廃月間」 ・関連パンフレットの配架	⇒毎年6月初旬に駅前でティッシュ配りを実施（企業人権協議会） ⇒6月号広報誌に啓発記事を掲載 ⇒「公正な採用選考のために」など
人権相談	人権問題に関する多様なニーズに対する相談体制の充実を図るとともに、働く意欲のある障害者や母子家庭の母親、中高年齢者などについて、就労相談を実施し、さまざまな情報提供と合わせて、個別要因・就労阻害要因の除去・解消・解決に努め、就労阻害要因を克服することにより就職困難者が意欲と能力に応じて働くことができるよう支援を行っていきます。	・総合相談事業（就労） ・就労支援コーディネーターによる就労相談	⇒H31 年度 相談実績 2 件
職員研修	就労支援や人権に関するさまざまな相談に対応するため、職員研修や職場内研修などの充実により、職員の資質の向上に努めます。	・えせ同和行為排除啓発講演会への参加	⇒例年、住民人権課長が出席
関係機関との連携	国・府におけるさまざまな相談機関との連携を充実することにより、相談・支援体制の構築に努めます。	・大阪企業人権協議会（連絡調整） ・河南町・太子町・千早赤阪村企業人権協議会（連絡調整） ・えせ同和行為根絶大阪連絡会（連絡調整） ・大阪労働局（連絡調整） ・ハローワーク河内長野 -求人求職情報フェアの開催-	⇒参加人数 55 人、内相談件数 31 件

実施状況の把握と評価のためのワークシート

人権課題	「個人情報をめぐる人権」	関連計画	太子町職員研修計画
目標	現行プランに記載なし	担当課	住民人権課、秘書課、総務政策課、教育総務課

	施策の推進方向	施策(取り組み)	実績
教育啓発	情報化の進展が社会にもたらす影響について知り、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて理解するための、人権尊重意識の高揚を図る啓発活動に努めます。	- 登録型本人通知制度の啓発（戸籍謄本等不正請求防止） - 個人情報の取り扱いに関する人権について	⇒令和2年3月末現在の登録率 2.17% ⇒PTA講演会等で保護者向け啓発実施（スマホの取り扱いなど）
人権相談	当事者の立場に立った相談員による相談事業を実施するとともに、庁内のさまざまな相談窓口のネットワーク化を図ることにより、安心して相談できる人権相談窓口の充実を図ります。		
職員研修	2003(平成15)年施行された、「個人情報の保護に関する法律」「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」、また、2001(平成13)年に施行しました「太子町個人情報保護条例」などにに基づき、行政機関が保有する個人情報の盗用や職権乱用による目的外利用などの禁止や、関係職員や委託業者に対する守秘義務についての研修に努めます。 また、技術面・運用面においても万一のトラブルに備え、職員に対しての研修に努めます。	- 教職員研修 - 新規採用職員向けの個人情報保護制度についての研修実施 - H27 研修会実施「個人情報の取り扱いに関する研修」（全職員対象） - H23 個人情報保護法研修会への参加	⇒情報モラル研修等、幼小中教職員が受講 ⇒平成31年度新規採用職員6人受講 ⇒H27年度127人 ⇒23年度14人
関係機関との連携	国・府など機関との連携の充実を図っていきます。	太子町戸籍謄本等不正入手・身元調査事件対策本部（連絡調整）	⇒R1.11.13開催 「登録型本人通知制度について」（毎年開催）

実施状況の把握と評価のためのワークシート

人権課題	「性的マイノリティの人権」	関連計画等	太子町男女共同参画推進条例
目標	現行プランに記載なし	担当課	住民人権課

	施策の推進方向	施策(取り組み)	実績
教育啓発	本来持っている体の性と、心の中の性認知が違いため、違和感を感じてしまう状態にあることを「性同一性障害」と呼んでいます。こうした人々は日常生活の中で、自分の性別を体と性で判断されることに苦痛を感じています。 また、同性愛・両性愛の人などの性的嗜好に対する差別や偏見の問題もあります。こうした性的マイノリティ(少数派)については、男女で制服が違うなど、男女の区分を前提とした社会生活上の制約や、就労などの差別や偏見が根強く存在します。 人間を男と女の二つの性に分ける固定的な考え方は、これらの人々の人間性を否定することにつながります。このような問題を解決するため、2003(平成 15)年に「性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律」が施行されました。 このような人々の人権を守るためには、性的多様性を認め合い理解を深めるよう啓発を行います。	・人権啓発推進大会(講演会)	⇒H30 年度実施 「自分らしく生きる」 (講師：シンガーソングライター悠以) ※64 名参加
人権相談			
職員研修			
関係機関との連携			

実施状況の把握と評価のためのワークシート

人権課題	「犯罪被害者やその家族の人権」	関連計画	太子町職員研修計画
目標	現行プランに記載なし	担当課	住民人権課、秘書課

	施策の推進方向	施策(取り組み)	実績
教育啓発		・ 犯罪被害者週間の啓発	⇒11月号広報誌掲載
人権相談			
職員研修	犯罪被害者やその家族が受ける人権侵害が問題となっています。犯罪被害者やその家族は、身体を傷つけられたり、財産を盗られるといった直接的被害だけではなく、周囲の人々の偏見・無責任なうわさや中傷、マスメディアによる過度の取材や報道等による二次的な精神的被害を受ける場合があります。 私たちは、誰もが犯罪被害者やその家族となる可能性があります。そうした人々の立場に立って、この問題を考える必要があります。	・ H20 研修会実施「疑惑は晴れようとも～河野氏の松本サリン事件の実体験を通して、犯罪被害者の人権に対する考え方を学ぶ～」全職員対象 (南河内郡町村職員研修協議会)	⇒H20年度 19人
関係機関との連携			

実施状況の把握と評価のためのワークシート

人権課題	「刑を終えて出所した人の人権」	関連計画	太子町職員研修計画
目標	現行プランに記載なし	担当課	住民人権課、秘書課

	施策の推進方向	施策(取り組み)	実績
教育啓発			
人権相談			
職員研修	裁判による刑を終えて出所した人やその家族の人権にも配慮する必要があります。刑を終えて出所した人は、社会復帰するにあたり、周囲の偏見から、就職をはじめ住居の確保などが困難であったり、急速に変化する社会情勢に適応できなかつたり、精神的苦痛を伴い、かなりの努力を要しています。また、犯罪者の家族というだけで、差別を受ける場合があります。 人権はどんな人にも等しくあります。社会復帰をめざす人が、社会の一員として偏見にとらわれず生活していくため、地域社会の暖かい理解と協力を深めていく必要があります。	・H23 研修会実施「福祉課題を抱える矯正施設を退所した人々たちへの支援からみえてくるもの」全職員対象 (南河内郡町村職員研修協議会)	⇒H23 年度 101 人
関係機関との連携			

実施状況の把握と評価のためのワークシート

人権課題	「自殺や自死遺族に関する人権」	関連計画	太子町いのち支える自殺対策計画、太子町職員研修計画
目標	現行プランに記載なし	担当課	住民人権課、健康増進課、秘書課

	施策の推進方向	施策(取り組み)	実績
教育啓発	住民が自殺や自殺関連事象に関する正しい知識を得られるよう、自殺予防週間（9月）や自殺対策強化月間（3月）等の取組や多様な媒体・手段を活用した普及啓発に努めます。さらに、全ての住民が自らのこころを健康に保つとともに、こころの不調に陥った場合や周りの人のこころの不調に気付いた場合に適切な対処が行えるよう、ストレス解消方法等を含めたこころの健康づくりや精神疾患等への理解を深めるべく、様々な周知啓発に取り組めます。	- 自殺予防対策・ゲートキーパー養成に関する事業の啓発 「太子町いのち支える自殺対策計画」による啓発等（平成31年度～令和5年度） ⇒法律により計画必置義務	H24年度 - 講演会「笑いは心の潤滑油」開催及びストレス判定 H27年度 - 聖徳市ミ二健康展「睡眠・ストレス（こころの体温計）」 - 上ノ太子駅前での啓発ティッシュ配布 H28年度 - 聖徳市ミ二健康展「睡眠・ストレス（こころの体温計）」 - 上ノ太子駅前での啓発ティッシュ配布 H29年度 - 聖徳市ミ二健康展「睡眠・ストレス（こころの体温計）」 - 上ノ太子駅前での啓発ティッシュ配布 H30年度 - 聖徳市ミ二健康展「睡眠・ストレス（こころの体温計）」 - 上ノ太子駅前での啓発ティッシュ配布 - 役場各課窓口に「自殺予防カード」設置 H30年度 - 上ノ太子駅前での啓発ティッシュ配布
人権相談		臨床心理士による心の相談会（こころほぐしの会）の実施 ⇒赤ちゃん会と同時開催 臨床心理士と保健師との連携	⇒事前予約制 R元年度6回 18人 H30年度6回 17人 H29年度6回 20人

			H28 年度 6 回 14 人 H27 年度 6 回 15 人
職員 研修	保健、医療、福祉、教育、労働、法律等の多様な分野の様々な主体に向けて、ゲートキーパー養成研修やこころの健康に関する研修等、自殺対策に資する研修の実施や各主体による実施の支援に努めるとともに、自殺対策に従事する人々に対するこころの健康づくりに関する取組を推進します。 また、各主体や関係者間の連携による包括的な支援が実施されることも重要となるため、そうした連携調整を担う人材の養成に取り組みます。	・太子町自殺対策庁内連携会議での研修実施 「自殺の現状とゲートキーパー養成（総論・各論）」 ・H29 研修会実施「メンタルヘルス・人権研修」全職員対象（南河内郡町村職員研修協議会） ・H28 研修会実施「メンタルヘルス・セルフケア」全職員対象（南河内郡町村職員研修協議会） ・H26 研修会実施「職場におけるハラスメントの防止に向けて」全職員対象（南河内郡町村職員研修協議会） ・H25 研修会実施「自殺予防とメンタルヘルス」全職員対象（南河内郡町村職員研修協議会） ・H24 研修会実施「自殺予防のための地域の見守り（ゲートキーパー養成）」全職員対象	R 元年度 代表者会議 10 人 実務者会議 8 人 H30 年度 代表者会議 18 人 実務者会議 18 人 H29 年度 代表者会議 18 人 実務者会議 16 人 H28 年度 代表者会議 16 人 実務者会議 27 人 H27 年度 代表者会議 16 人 実務者会議 16 人 ⇒H29 年度 103 人 ⇒H28 年度 103 人 ⇒H26 年度 101 人 ⇒H25 年度 91 人 ⇒H24 年度 7 人
関係機関との 連携	太子町自殺対策ネットワーク会議を始め、様々な機会を活用して情報共有や具体的な連携の取組を推進し、各主体間における自殺対策の意識の共有や地域におけるネットワークの強化を図ります。	・太子町いのち支える自殺対策協議会（本部会議・ネットワーク会議） ⇒ 連絡調整 ※当事者や家族の個人情報を守る。	R 元年度 計画評価検証 今後の取組みについて H30 年度 自殺対策計画策定